掲示期間 １０．２０ － １０.２９

新潟市民病院庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年１０月２０日

新潟市民病院事業管理者　五十嵐　修一

新潟市民病院管理規程第１５号

新潟市民病院庁舎管理規程の一部を改正する規程

新潟市民病院庁舎管理規程（平成２０年新潟市民病院管理規程第２９号）の一部を次のように改正する。

別記様式第２号中「印」を削る。

附　則

この規程は、令和８年１０月２０日から施行する。